

議決事項第7号

訓令名	理由	要旨
奈良県教育委員会事務決 裁規程の一部改正	<p>地方公務員法の改正により新設される会計年度任用職員の採用等に關する事項を課長及び教育機関の長の専決事項とする等のため、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>1 地方公務員法の改正により新設される会計年度任用職員の採用、退職、育児休業及び部分休業の承認並びに病気休職を、課長等及び教育機関の長の専決事項とする。</p> <p>(別表第1、別表第2関係)</p> <p>2 その他の規定整備</p> <p>(1) 週休日、勤務時間及び休憩時間について所要の規定整備を行う。</p> <p>(2) その他所要の規定整備を行う。</p> <p>(別表第1、別表第2関係)</p> <p>3 施行期日 令和2年4月1日から施行する。</p>	

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令甲第  
五号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

別表第一理事及び教育次長専決事項の欄第二号中「超過勤務及び休日勤務の命令」を  
「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同欄第三号を削り、同欄第四号を同欄第三  
号とし、同欄第五号を同欄第四号とし、同欄第六号中「かかる」を「係る」に改め、同  
号を同欄第五号とし、同欄第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表課長等専決  
事項の欄中「かかる」を「係る」に改め、同欄第二号中「超過勤務、休日勤務及び夜間  
勤務の命令」を「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同欄第三号を削り、同欄第  
四号を同欄第三号とし、同欄第五号を同欄第四号とし、同欄第六号を同欄第五号とし、  
同欄第七号を同欄第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定す  
る会計年度任用職員の採用及び退職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二  
年法律第二百十号）第二条第一項及び第十九条第一項の規定による休業の承認並びに地  
方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関する  
こと。

別表第一課長等専決事項の欄第八号を削り、同欄第九号を同欄第八号とし、同欄第十  
号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二中「かかる」を「係る」に改め、同表第二号中「超過勤務、休日勤務及び夜  
間勤務の命令」を「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同表第二号を削り、同表  
第四号を同表第三号とし、同表第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同表第九号  
を同表第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の採用及び退職、  
地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項及び第十九条第一項の規定による  
休業の承認並びに地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当する場合  
の休職処分に関すること。

別表第一第十号を削り、同表第十一号を同表第十号とし、同表第十二号を同表第十一号とする。

奈良県教育委員会事務決裁規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第一（第三条関係） 理事、教育次長及び課長等専決事項				別表第一（第三条関係） 理事、教育次長及び課長等専決事項			
理事及び教育次長 専決事項				課長等専決事項			
一 略	二 課長等の週休日、勤務時間及び休憩時間に關すること。	一 略	二 課員等の週休日、勤務時間及び休憩時間に關すること。	一 略	二 課長等の超過勤務及び休日勤務の命令に關すること。	二 課員等の超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令に關すること。	一 略
三 及び四 略	五 軽易（定例的な事件に係るものを含む。）な事件に係る告示、公告及び公表に関すること。	六 軽易（定例的な事件に係るものを含む。）な事件に係る告示、公告及び公表に関すること。	七 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十三条の二第一項に規定する会計年度任用職員の採用及び退職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項及び第十九条第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に關すること。	三 課長等の週休日日の振替等に關すること。	四 及び五 略	五 軽易（定例的な事件にかかる告示、公告及び公表に関する事由に該当する場合の休職処分に關すること。	六 軽易（定例的な事件にかかる告示、公告及び公表に関する事由に該当する場合の休職処分に關すること。
八 略	九 略	九 略	十 八 及び九 略 課員等に係る児童	十 九 及び十 略 課員等にかかる	十一 略	十二 定数外職員のうち、日雇用職員の採用等に關すること。	十三 課員等の週休日の振替等に關すること。

改 正 案	現 行
<p>手当法（昭和四十六年法律第七十二号）に基づく児童手当の支給及び同法第十四条に規定する徴収に関すること。</p> <p>十一 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員に係る児童手当法に基づく児童手当の支給及び同法第十四条の規定による徴収に関すること（福利課長に限る。）。</p> <p>十二 略</p>	<p>児童手当法（昭和四十六年法律第七十二号）に基づく児童手当の支給及び同法第十四条に規定する徴収に関すること。</p> <p>十一 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員にかかる児童手当法に基づく児童手当の支給及び同法第十四条の規定による徴収に関すること（福利課長に限る。）。</p> <p>十二 略</p>
<p>別表第二（第三条関係） 教育機関の長専決事項</p>	<p>別表第二（第三条関係） 教育機関の長専決事項</p>

一 略	一 略
二 教育機関の長及び所属職員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。	二 教育機関の長及び所属職員の超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令に関すること。
三 略	三 教育機関の長及び所属職員の週休日の振替等に関すること。
四 略	四 略
五 略	五 略
六 軽易な事件に係る証明に関すること。	六 軽易な事件にかかる証明に関すること。
七 及び 八 略	七 及び 八 略
九 地方公務員法第二十二条の一第一項に規定する会計年度任用職員の採用及び退職、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項及び第十九条第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に	九 定数外職員のうち、日雇用職員の採用等に関すること。

一 略	一 略
二 教育機関の長及び所属職員の超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令に関すること。	二 教育機関の長及び所属職員の週休日の振替等に関すること。
三 略	三 略
四 略	四 略
五 略	五 略
六 略	六 略
七 略	七 略
八 及び 九 略	八 及び 九 略
十 略	十 略

改 正 案

現 行

十一	該当する場合の休職処分に関すること。
十二	教育機関の長及び所属職員に係る児童手当法に基づく児童手当の支給及び同法第十四条の規定による徴収に関すること。

十一	教育機関の長及び所属職員にかかる児童手当法に基づく児童手当の支給及び同法第十四条の規定による徴収に関すること。
十二	略